

京都市都市経営戦略会議規則を公布する。

平成16年4月7日

京都市長 桜本 賴兼

京都市規則第3号

京都市都市経営戦略会議規則

(設置)

第1条 政策の推進、市政の改革及び財政の健全化を一体的かつ戦略的に実行し、経営感覚とスピード感のある市政運営の実現を図るとともに、市政の最高方針、本市の重要な政策等の審議及び決定を行うため、京都市都市経営戦略会議（以下「戦略会議」という。）を置く。

(構成)

第2条 戦略会議は、市長、助役、収入役及び次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 京都市事務分掌条例第1条に規定する局の長
- (2) 区長及び区役所支所長
- (3) 消防局長
- (4) 京都市公営企業の管理者及び組織に関する条例第2条に規定する管理者
- (5) 教育長
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める本市関係職員

(議長及び副議長)

第3条 戦略会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長は市長とし、副議長は助役及び収入役をもって充てる。
- 3 議長は、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する副議長（助役に限る。以下同じ。）がその職務を代理し、議長及び当該副議長に事

故があるときは、他の副議長（他の副議長が2人あるときは、あらかじめ議長が指名する副議長）がこれを代理する。

（会議）

第4条 戦略会議の会議は、議長が必要があると認めるとき、隨時招集する。

2 戦略会議の会議の出席者は、市長、助役、収入役、総合企画局長、総務局長、理財局長及び環境局長のほか、会議に付議する事案に応じて、第2条各号に掲げる者のうちから、そのつど議長が指名する。

3 議長は、必要があると認めるときは、第2条各号に掲げる者以外の者を戦略会議の会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

（都市経営調整会議）

第5条 戦略会議に付議する事案を調整し、又は議長が必要と認める事項を協議するため、戦略会議に、都市経営調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

2 調整会議の名称及び所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 政策推進調整会議 政策の推進に関すること。
- (2) 市政改革調整会議 市政の改革に関すること。
- (3) 財政運営調整会議 財政の運営に関すること。

3 調整会議に議長（以下「調整会議議長」という。）を置き、助役のうちから、議長が指名する。

4 調整会議は、助役、収入役及び第2条各号に掲げる者をもって構成する。

5 調整会議議長は、その調整会議の事務を掌理する。

6 調整会議は、調整会議議長が必要があると認めるとき、隨時招集する。

7 調整会議の出席者は、助役、収入役、総合企画局長、総務局長、理財局長及び環境局長のほか、会議に付議する事案に応じて、第2条各号に掲げる者のうちから、そのつど調整会議議長が指名する。

(経営戦略推進チーム)

第6条 特定の事項を調査させ、又は審議させるため、戦略会議に経営戦略推進チームを置く。

- 2 経営戦略推進チームは、別表に掲げる職員をもって構成する。
- 3 経営戦略推進チームにリーダーを置く。
- 4 リーダーは、調査又は審議を行う事項ごとに、総合企画局政策推進室長、総務局総務部長及び理財局財務部長のうちから、これらの者の協議により定める。
- 5 リーダーは、必要があると認めるときは、別表に掲げる職員以外の者に、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 戦略会議の庶務は、総合企画局、総務局及び理財局において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、戦略会議に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(関係規則の廃止)

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 京都市政策推進会議規則

(2) 京都市企画調整会議規則

別表（第6条関係）

- (1) 総合企画局政策推進室長
- (2) 総合企画局政策推進室企画部長
- (3) 総合企画局政策推進室政策調整課担当課長

- (4) 総合企画局政策推進室政策企画課長
- (5) 総合企画局政策推進室政策企画課担当課長
- (6) 総務局総務部長
- (7) 総務局総務部総務課長
- (8) 総務局総務部行政改革課長
- (9) 総務局総務部文書課長
- (10) 総務局人事部長
- (11) 総務局人事部人事課長
- (12) 総務局人事部給与課長
- (13) 理財局財務部長
- (14) 理財局財務部主計課長
- (15) 理財局財務部主計課担当課長

(総合企画局政策推進室政策調整課)